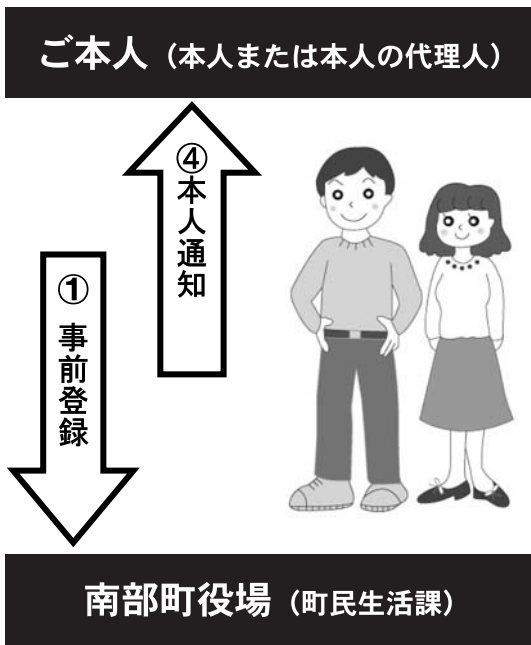
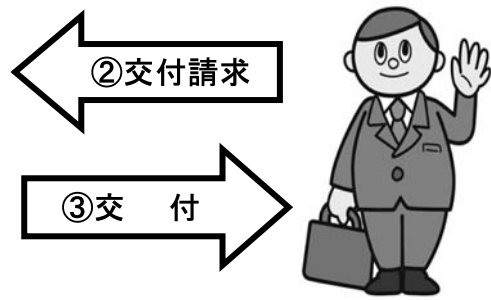


気づかない「被害者」にならないために 「本人通知制度」に登録しましょう！

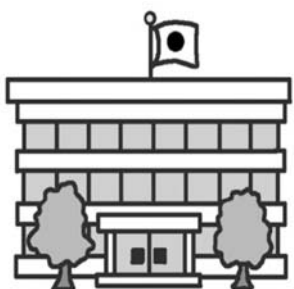
「本人通知制度」とは、事前に登録してあれば、戸籍や住民票等を第三者に交付した場合、登録者本人にお知らせする制度です。身元調査などを目的とした、戸籍や住民票等の不正請求や不正取得などは、本人が知らない行為のため発覚しにくく、本人の気づかないうちに起きている「プライバシーの権利」を侵害する行為です。



第三者
(本人の代理人または代理人以外の人)



【問い合わせ先】
町民生活課(法勝寺庁舎)
☎ 66・3114



戸籍謄本等の不正取得事件

昭和60年、弁護士や行政書士になりました。不正に戸籍謄本を取得する事件が起きました。この事件後に、弁護士や行政書士などの8業種の資格職に、職務上の請求用紙が無ければ請求出来なくなりました。

ところが、平成16年に大阪府や兵庫県の行政書士らが戸籍謄本を不正取得し、販売していた事件が発覚。近年では三重県の行政書士が、全国44都道府県230市町村窓口から、他人の戸籍や住民票を不正取得して興信所等に売買していたことが発覚し、行政処分を受けました。

鳥取県でも、平成17年に過去3年間に戸籍謄本等の不正請求が行なわれていないか、公文書開示請求を行いました。その結果、鳥取市5件、倉吉市3件、境港市2件、岩美町2件、江府町3件、伯耆町4件の合計19件の不正請求があったことが判明し、平成19年に戸籍法が改正されました。また、市町村で独自の不正取得防止策として「本人通知制度」が始まりました。

お世話になります!

新任の人権擁護委員

まるやま ひろし
丸山 寛さん(境)



南部町の人権擁護委員として、丸山 寛さんが法務局より委嘱を受けました。任期は平成24年10月1日から平成27年9月30日です。前任者の篠田 均さんには3年間お世話になりました。ありがとうございました。

全国一斉【女性の人権ホットライン】強化週間

ひとりで悩まず電話してください
☎ 0570-070-810

- 期間/11月12日(月)~18日(日)
- 時間/午前8時30分~午後7時まで
- ※土曜日・日曜日は午前10時~午後5時
- 実施機関/法務省人権擁護局
- 全国人権擁護委員連合会

